

マイナンバーカードの取得はお早めに

マイナポイント第2弾が始まりました！

町では、マイナポイントの申し込みを支援しています。希望される方は、下記の申し込みに必要なものを準備のうえ、役場税務住民課窓口までお越しください。また、窓口のほかに、郵便局や携帯ショップ、スマートフォンやパソコン（カードリーダーが必要）などでも申し込みができます。

① マイナンバーカードを取得した方

【ポイント付与】 最大 5,000 円相当のポイント

【申込開始時期】 令和 4 年 1 月 1 日から

【申 込 期 限】 令和 5 年 2 月 28 日

※令和 3 年 12 月末までにマイナポイント第 1 弾に申し込んだ方で、まだ 20,000 円のチャージやお買い物を行っていない場合（最大 5,000 円までポイント付与を受けていない方）は、令和 4 年 1 月 1 日以降も引き続き、上限までポイントの付与を受けることができます。

◆ 申し込みの注意点

- ①～③のマイナポイントを申し込むには、令和 4 年 9 月末までにマイナンバーカードの交付申請を済ませた後、マイナンバーカードを取得しておく必要があります。
- マイナンバーカードは、申請から交付までに約 1 か月かかるため早めの申請をお願いします。
- ②、③のポイント付与の開始時期など、最新の情報は、右の QR コードからマイナポイントホームページをご確認ください。



マイナポイント HP

② マイナンバーカードの健康保険証として利用申し込みを行った方

【ポイント付与】 最大 7,500 円相当のポイント

【申込開始時期】 令和 4 年 6 月ごろ

【申 込 期 限】 令和 5 年 2 月 28 日

※すでに利用申し込みを行った方も含みます。

◆ 申し込みに必要なもの

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ マイナンバーカードのパスワード（数字 4 桁）
- ☐ マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済サービスのカードや、アプリをインストールしたスマホなど

▶必要書類など、詳しくは、役場税務住民課（☎ 3 3 - 0 3 3 7）までお問い合わせください。

マイナンバーカード休日特別窓口を開設します

町では、お仕事などで平日に来庁が困難な方のために、マイナンバーカードの休日特設窓口を次のとおり開設します。

マイナンバーカードの申請方法が分からない方への申請支援や写真の無料撮影、マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新などを行っています。お手続きには時間がかかるため、時間に余裕を持ってお越しください。

【日時】

4 月 10 日（日）、5 月 8 日（日）、6 月 12 日（日）、7 月 10 日（日）、8 月 14 日（日）、9 月 11 日（日）

※いずれも午前 8 時 30 分から正午まで

【場所】 役場税務住民課窓口

※ご来庁の際は、一度役場税務住民課までお問い合わせください。



「資源」と「ごみ」 正しく分別して出しましょう

ごみ収集カレンダーをご活用ください

町では、ごみ収集日程を掲載した「ごみ収集カレンダー」を今年度も発行しました。

今月号の広報きほうと一緒に各世帯に配布しますので、ご活用ください。

ごみを出す際の注意点

- ①きちんと分別をして、決められた日の朝 8 時 30 分までにに出してください。
- ②猫やカラスに荒らされないように、ごみは必ず、ごみボックスの中に入れてください。
- ③ごみボックスがいっぱいときは、翌日以降に出してください。

なお、「保存版・資源とごみの正しい分け方」を、ごみ収集カレンダーに折り込んでいます。

ごみの分類がイラストで分かりやすく載っていますので、ぜひご活用ください。

※紛失した場合は、環境衛生課で再配布します。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎ 3 3 - 0 3 3 8）までお問い合わせください。



令和 4 年度版ごみ収集カレンダー



ごみ収集カレンダー



分別方法表

子どもたちが豊かな環境のなかで教育を受けられるために

町内の教育機関などでベルマークを集めています

町内の教育機関などでは、教育環境の改善に役立てるため、ベルマークを収集しています。

これまでに集めたベルマークで、一輪車や掃除機、CD ラジカセなどの教材や備品・図書を購入しました。

以下の教育機関などでベルマークを回収していますので、ご協力をお願いします。

【回収場所】

- 📍 まなびの郷
- 📍 うどの幼稚園
- 📍 相野谷中学校
- 📍 相野谷小学校



ベルマークで交換した一輪車

※回収方法などは、各回収場所にてご確認ください。

◆ベルマーク運動とは

ベルマーク運動はすべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたいという願いから、1960 年に始まりました。

協賛会社の対象商品についているベルマーク 1 点を 1 円で換算して、教材や備品と交換できます。

さらに、交換したものの代金の 10% がベルマーク財団に援助金として寄付され、その援助金で災害被災学校や特別支援学校などの援助をしています。

ベルマーク運動には、「自分たちの教育環境づくり」と「教育援助」という 2 つの機能があります。

▶詳しくは、町教育委員会（☎ 3 3 - 0 3 4 1）までお問い合わせください。

